

滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会設置要綱第7条の規定に基づき、滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会（以下、「小委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(開催)

第2条 小委員会の開催にあたっては、緊急の場合を除き、開催日の2週間前までに会議開催案内を作成し、県民情報室および行政情報コーナーへの掲示、インターネットの滋賀県ホームページへの掲載、報道機関への資料提供を行うものとする。

(公開)

第3条 小委員会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員長が会議に諮って、全部または一部を公開しないことができる。

(1) 小委員会において、滋賀県情報公開条例第6条各号に定める情報（以下「非公開情報」という。）に関し審議を行う場合

(2) 小委員会を公開することにより、公正または円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 全部または一部を公開しないとした場合の傍聴を希望する者の取扱については、委員長が会議に諮って決定する。

(資料)

第4条 小委員会の資料は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として公開するものとする。

(1) 滋賀県情報公開条例第6条各号に定める非公開情報に該当する資料

(2) 前条第1項第2号において使用した資料（ただし、小委員会において公開することとしたものを除く）

(3) 計数が確定していない資料等公開することが適当でない資料

(会議の結果)

第5条 小委員会を開催した場合は、会議概要を原則として30日以内に作成し、会議資料とあわせて県民情報室に送付するとともに、滋賀県ホームページに掲載するものとする。

付 則

1 この要綱は、平成31年1月31日から施行する。